

廃棄物の野外焼却は 禁止されています！

庭先や空き地などのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰によりご近所やその周辺に大きな迷惑をかけることとなります。一部の例外を除き、ごみなどの廃棄物の野外焼却は、法律で禁止されています。違反した場合は法律により罰せられる場合があります。

○稲わら、籾殻を燃やさないで

稲刈り後の稲わらや籾殻を大量に燃やすと、その煙によって視界を遮り、交通障害となったりします。また、田畑と宅地が隣接している場合は、近隣の住民の方に煙や灰などで不快感を与えるなど、生活環境を損なうことがありますので十分注意してください。

○野外焼却禁止の例外

「公益上若しくは社会習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」は例外とされています。

その例外とされているものは次のとおりです。

①国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例 河川敷の草焼きなど

②震災、風水害、火災、凍霜害

その他の災害予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

例 災害などの応急対策、火災予防訓練など

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例 正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、どんど焼き（鳥追い）など

④農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例 焼き畑、畔の草の焼却、魚網にかかったごみの焼却など

⑤たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

例 落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなど

※ただし、例外における野焼きでも、近隣へ迷惑をかけているようであれば、たちちに止めていただくよう市では指導を行っています。風向きなどを十分考慮して対処してください。

○資源化しましょう

資源物収集の利用や生ごみの堆肥化など、分別・資源化に努めましょう
資源化できないものは、市のごみ収集に出してください

・フリーダイヤル不法投棄
110番

☎0120・536380

・市伊奈庁舎生活環境課

☎58・2111

・茨城県南地方総合事務所
環境保全課

☎029・826・5363

※休日・夜間で緊急の場合は、
110番へ

自然環境と生活環境を保全するために

9月1日から「つくばみらい市環境保全条例」を施行します。

この条例は、環境の保全についての市、市民および事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、良好な環境を将来にわたって確保することを目的とし、環境保全に必要な規制などを新たに加えた内容となっています。

具体的には、自然環境の保全のために土砂などによる土地の埋立ての規制および市民や事業者の水環境の保全のための必要な措置について規定しています。

さらに、生活環境の保全のために特別事業所（粉じん発生施設など）の環境保全計画書の提出、空き地の適正な管理、放置車両の移動や撤去の措置、自転車駐車場の設置義務、市が設置および管理する自転車駐車場に関する規制、自動車たい積保管の規制、不法投棄の規制、空き缶などの回収に関する規制、飼いや犬などのふん害の防止について規定しています。

また、許可などを取らなければならない事業で違反した場合には、改善や原状回復などの必要な命令が下されます。

さらに、許可を受けずに事業を開始したり、こうした命令に従わなかった者へは、懲役を含めた厳しい罰則が科せられます。

本条例について詳しいことは、市伊奈庁舎生活環境課 ☎58-2111（内線1120～1123）へお問い合わせください。